

広島県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第十一号

広島県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

広島県国民健康保険事業費納付金条例（平成二十九年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(総則) 第一条 県が行う国民健康保険事業費納付金の徴収については、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。） 、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）及び国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第十一号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>一 (子ども・子育て支援納付金納付金所得係数)</p> <p>第十七条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。</p> <p>一 県に係る政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額</p> <p>二 政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額</p> <p>合 一 (子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)</p> <p>第十八条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町につき、政令第十一条の二第四項第一号に掲げる数とする。</p>	<p>(総則) 第一条 県が行う国民健康保険事業費納付金の徴収については、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。） 、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）及び国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第十一号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第十六条 (略)</p>

<p>(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)</p> <p>第十九条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第十一条の二第五項第二号に掲げる数とする。</p>	<p>(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数)</p> <p>第二十条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。</p>	<p>(告示)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>一七 (略)</p> <p>八 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数</p> <p>九 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数</p> <p>第二十二条 (略)</p>
	<p>(告示)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>一七 (略)</p>	<p>第十八条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。